

## 「一般名処方加算」に関する掲示

当院では、後発医薬品の使用促進や、安定的な薬剤供給を目的として、医師が必要と判断した場合に「一般名処方」を行っております。

「一般名処方」とは、特定の製薬会社の商品名ではなく、有効成分の名称（一般名）を処方箋に記載する方法です。これにより、複数の製薬会社から販売されている薬剤の中から、在庫状況や供給の安定性をふまえて調剤薬局で選定することが可能になります。

これにより、必要な薬が供給不足などで手に入らないといった事態を避けることができ、患者さまに安定的な治療を提供する助けとなります。

当院は、この取り組みに基づき、診療報酬上の「一般名処方加算」を算定しております。

ご不明な点がございましたら、受付または医師・薬剤師にお尋ねください。

2024 年 6 月 1 日

マッターホルンリハビリテーション病院  
院長 白川 泰山

